

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会



2010  
**2**  
No.497

本紙は、共同募金の  
配分金によってつくられています。



## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2・3面…高齢者の新たな住まい方を考える②(コーポラティブハウス)
- 4・5面…介護・福祉サービス第三者評価事業シンポジウム
- 6・7面…高齢者見守り隊実践研修会 サロンの取り組み
- 8面…お知らせ

高齢者見守り隊実践研修会・サロン推進会議の様子(記事は6・7頁)

## もえくさ

「職員の方々の明るさにまずビックリしました。老人ホームと聞くだけで何か暗いイメージだったのですが、皆さんの気配り、目配り。私も将来こういう施設なら良いな!と思えるところですよ!」(65歳・女性)、「働いておられる(特に中年の)女性が明るく元気で、大いにパワーをいただきました。」(65歳・男性)、「施設利用者の方々为本当に楽しんでるな笑顔を見せてもらったのが印象的でした。一般参加の私たちもステキな時間を過ごせました。」(46歳・女性)、「初めてこういう催しに参加しました。建物の中も明るくてビックリ。また機会があれば参加したいです!」(41歳・女性)。

▼これらの声は、昨秋の「介護の日」(11月11日:いい日・いい日)にちなんで、府社会福祉施設協議会が行った「社会福祉施設オープン・デイ」参加者アンケートの一部である。当日は、施設見学や交流行事、介護相談など多彩な内容で行われ、府内各地61施設に延べ2,864名の参加があった。普段、福祉施設と接点のない多くの府民が施設を訪れ、実際の様子を見学し交流に参加するなどを通して、福祉施設に対するイメージを大きく変える機会になったことがうかがえる。▼この日、京都市内のある高齢者施設では、「介護の日」宣伝行動として積極的に街に打って出た取り組みもあった。介護職・調理職員・ケアマネジャー・事務員・相談員など様々な職種19名が、通行の多い交差点でチラシの配布や市民との対話を行った。大学生がチラシを受け取ってくれた、「がんばって!とおばちゃんから声をかけてもらったなど、年代を超えた関心を実感でき参加者が元気づけられたと施設の機関紙で紹介されていた。オープンデイや宣伝行動など、現場からの発信が新しい力を創り出すことを教えてくれる。▼年が明けた1月7日、福祉界にビッグニュースが流れた。障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)との基本合意文書の成立である。文書は、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定、自立支援法制定の総括と反省、利用者負担における当面の措置など5項目で構成される。全国で71名、京都では9名の原告が、「応益負担は納得できない」やむにやまれぬ思いから訴訟に踏み切った勇氣と関係者の粘り強い運動が実ったものだ。この合意が今後どういう形で生かされていくか。開会した通常国会が波乱含みの情勢であるだけに、当事者・現場からの発信が引き続き重要な意味を持つ。▼新年最初の職員会議で、「現場目線で感性とリアリティを持った誠実な仕事」「創造と発信を常に意識した工夫」を提唱した。今年は、春に府知事選挙、夏に参議院選挙がある。福祉現場の声が政治や行政、そして府民にシッカリと届き、当事者の願いが実現されていく新しい風を大いに吹かせていきたいものである。御一緒。



前号は、高齢者世帯のAさんとBさんを事例に老後の新たな住まい方を体系的に紹介しました。今号から数回に分けて、さまざまな住まいの選択を紹介いたします。今号は、コーポラティブハウスの実際をレポートします。

## 急増する高齢者のみの世帯

今後、高齢者のみの世帯はますます増  
加し、同時に高齢者の多くは、加齢によ  
る健康や孤独への不安を抱えています。「高  
齢者の生活と意識に  
関する調査」(平成  
17年度版総務省「高  
齢者の生活と意識に  
関する調査」)によ  
ると、高齢者の不安

は1番に「健康」、2番に「介護」、3番「経済」、  
4番「孤独」です。世界一の長寿国日本はま  
もなく全世帯の約20%が高齢の単身世帯者  
また高齢夫婦のみの世帯になると推定され  
ています。安心して暮らせる住まいがあっ

てこそ、充実した生活が実現できます。そ  
こで健康や介護、住みやすさについて「安  
心」を提供できる新しい住まい方が求めら  
れています。

## 「暮らし」ともにつくる

### コーポラティブハウス

コーポラティブハウスとは、介護が必要

な人、そつでな  
い人、高齢者や  
その子どもなど、  
いろんな人が助  
け合つて暮らそ  
うとする人々が

にし、思いを自由に出し合うことによつて、  
住む前から住民同士の絆がつけられること  
もコーポラティブハウスの魅力の一つです。  
さくらコートでは、設計から5年の歳月を  
かけ完成しました。

また、さくらコートでは、設計時に、老  
後を見据えエレベーターを設置するという  
申し合わせも行っています。最近では、親  
の介護について課題を抱えている住民もお  
での状況変化に合わせて協力しながら、暮  
らしの場をつくっています。

## 日常生活を共有する関係

集まり、共同して事業計画を定め、建物・  
部屋の設計、工事の発注等の事業等を行い、  
住宅を取得し管理していく方式をいいます。  
(コーポラティブには、共同の、組合の、  
という意味があります。)コーポラティブ  
ハウスには1階の共有部分にディケアルー  
ムや共同食堂を設置したり、居住者向けに  
介護保険を利用したサービスや給  
食を提供できるものなどがありま  
す。今回は、京都市内にある「さ  
くらコート」を取材しました。

さくらコートでは、共有スペースとして  
中庭や屋上を開放し、住民が集える場とし  
ています。また、ベランダ部分にしきりを  
設けないことで、それぞれの家を行き来す  
ることができます。共有の空間が多く密接  
した関係で、子どもの成長を喜びあったり、  
思い思いの生活を大切にしたりしています。



さくらコートの正面

さくらコートは、平成16年6月  
にオープン。住民は、主に子育て  
中の世代が多く全部で9世帯が生  
活しています。完成までに、住民  
それぞれが生き方や生活について  
考え、お互いの思いをすり合わせ  
る過程に多くの時間をかけてきま  
した。一人一人のつばやきを大切



正面から中庭・各お宅への路地(白い花はゆすらうめ)





さくらコートの中庭と桜の木

住民同士の思いや状況を共有する新聞を毎月発行したり、庭木の整備などそれぞれが得意な分野を活かしたりして参加しています。ただ、共有化された生活の中には、一定の距離も必要となってきました。住民が個人の生活を大切にしながら、他者へ関わっていくバランスが生活をより豊かにしています。

## コーポラティブハウスと地域 「地域活性化に貢献したい」

さくらコートのある町内会は、京都御所

近くの昔ながらの町です。古くから住んでいる人と新しく建ったマンション等に移り住んだ人とが混在しています。他の地域と同様に、年々少子高齢化が進み一人暮らしの高齢者が増えているといえます。

さくらコートの住民たちは、当初から「さくらコートとして地域の活性化に貢献したい」という思いを持っていました。建築中には、「どんな人たちが引っ越してくるのか」地元の理解を得るため、コーポラティブハウスのことを説明したそうです。その後、町内会にもちろん加入。入居当初から子ども会や町民運動会など地域の行事に

は積極的に参加してきました。運動会は参加1年目に準優勝、2年

目に優勝。運動会後の打ち上げはコートで行うのが毎年恒例になりました。現在の町内会長は、さくらコートの住人が務めています。「地域活性化に貢献する」という思いは、みんなで作った管理規約前文にも書き込まれました。

地域住民との交流はもちろん、コートを拠点にした人と人とのつながりも生まれています。毎週日曜日の朝に、隣の教会の鐘の音を合図に「コーヒータム」が始まりますが、梨の木神社の名水でコーヒーをいれて地域の人にも参加してもらおうと計画したこともあり。また、1階には高齢者の交流や子育てサロンなどができる地域に開放されたスペース（とねりこの家）があり、さくらコートとは別の運営委員会組織で活動しています。

## 住み続けられる地域づくりのために 「現代のムラづくり」

お話を聞き、複数の世帯が集まって自分たちの住まい方を選んでいく、そんなコーポラティブハウスの歩みが、「新しい地域づくり」のように感じました。美留町さんは、「私たちは現代のムラづくりだと思っています。これまでのムラ社会は、いい意味でも悪い意味でも住民同士がウラもオモテも全部見せ合う関係だった。そうでなければ村落共同体としてのムラが維持できなかったわけです。現代のムラは、個人のプライバシーや意見の違いを大切にし、

一致できる点で共に協力しあい、楽しく豊かな暮らしを築いていこう、というところに特長があると思うのです。」と語ります。コーポラティブハウスにも多様な形式がありますが、さくらコートは「現代のムラづくり」の要素を多分に持つものでした。コーポラティブハウス自体が「知縁型のつながり」であり、そしてそのハウスを核にして地域社会ともヒューマンなつながりをつくっていくという試みでもありました。ハウスと地域が相互作用することで少しずつ地域も変化していく様子を伺うことができました。個々の違いと守るべき範囲は認めながら、共有や協力を大事にする、そんな「現代版ムラづくり」の実践は、まさしく地域福祉の考え方につながるものです。

美留町さんは、「今ではこの家を終の棲家にしたいと考えています。」と言います。さくらコートでは、「いつまでも安心して住み続けられる住まい」を目指し、同じ思いの仲間が近所のつながりを積極的に築き、一緒に未来を描いています。

「住まい」は生きるためには欠かせず、買い換えや建て替え、引越は人生にとって大きな選択です。住をベースとした知縁と地縁の新たな関係づくりを通して、歳をとっても住み続けることのできる住まい方の一つの形として根付いていくって欲しいと強く思いました。

※写真は美留町利朗氏提供

※参考文献「これからの集合住宅づくり」延藤安弘著（晶文社）





# 『利用者本位のサービス実践と第三者評価の役割』

## ～第三者評価のこれまでの軌跡と、これから大切にしていきたいこと～

先月号に引き続き平成21年12月11日(金)に開催しました「介護・福祉サービス第三者評価シンポジウム」の様子をお届けします。今号では、基調講演に引き続き行われました、各シンポジストによる報告を掲載いたします。

### ●山添 洋子 氏

《多くの人はこの事業を知らません》



私がこのシンポジウムに出ることになりまして、家族の会のメンバーに聞きました、大体の答えは「名前は聞いたことあるけど知らないわ」。「インターネットで見たことある？」と聞いたら、誰も「見たことない」とのことでした。一般紙、市民新聞などに載りましたら目に付くこともあるかと思えます。また、介護している年代の人は、インターネットを使える人は少ないと

思います。印刷物で見られるようにして欲しいと思います。

《評価項目の内容と利用者の知りたいことのズレ》

現在の評価項目の多くは事業所向けで、利用者の知りたいこととの「ズレ」というのもあります。利用者が聞きたいことは、サービスに対してどんな満足が得られているかということです。この事業所は「これ」は良いけれども「これ」はだめだとか。例えば特養の設備や施設、職員体制や医療体制、看護体制、ケアの質では、「食事は選べるのか」「入浴は週何回いつ頃か」「オムツはすぐ替えてもらえるのか」などが知りたいと思えます。アドバイザーの言葉、表現がとも難しいことがあります。例えば「OJTの実施」という評価項目で、「事業のバランスによく配慮されていて、地域包括支援センターの開始にともなって手薄になった居宅介護支援事業を段階的に補強する、業務上の配慮やスーパーバイズの体制を組織として整えておられます」と書かれていても、カタカナ語の「OJT」や「スーパーバイズ」など言葉の意味がわかりません。

最後にこの第三者評価は、まず各事業所が自ら受診を希望して職員全員で自己評価をされる、そこだけでも大きな意味があるように思えます。そこに第三者の目からのアドバイスがあって、そして改善に取り組まれていくことで、各事業所の質の向上が図られると思えます。そして、結果的に利用者が望むところが叶えられていくと思えます。願わくば、もう少し利用者からの視点の項目を増やしてもらいたいと思えます。

《第三者評価が利用者のサービス選択の役に立つためには》  
第三者評価が利用者のサービス選択の役に立つためには、選択できるほどサービスがなければなりません。今はデイサービスやホームヘルパーは比較的选择できますが、サービスの量が増えることがまずひとつ。その上で事業所の個性や特性があつてこそ選ぶごとの意味があると思えます。「これが売り」というような特性が欲しいと思えます。

《地域ごとの情報交換》  
「アドバイザーレポート」は、利用者の視点で、わかりやすい言葉で書いてもらう方が良いと思えます。また、「アドバイザーレポート」など区ごとの事業者連絡会の資料として、あるいは「受診してよかったわ」というようなお話をさせていただく時間を設けていただいたら、第三者評価をアピールできる機会になるかなと思えます。

《期待したい評価とは》  
本当に良い事業所って何かなと思った時に、私は多少マニュアルがなかったりやるべきことができていなくても、それよりも緊急の対応とか身寄りのないケースを頑張つて受けてくれるとか、金銭管理をやってくれるとか、認知症があつて医療ニーズの高い方を引き受けておられるとか、そういうところが第三者評価の調査項目として見直され、評価されていけば良いと思えます。

### ●大槻 直史 氏

《受診に至るプロセス》

第三者評価を受けた年は今から3年前で、どのように受けて、それをどのように感じて生かしていったか、そういう部分についてお話をさせていただければなと思つています。受診する前は、「大変なものを受けてしまったな」というような印象でしたが、受診後は「受けて良かったな」と、外部の方達とコミュニケーションを取るのには非常に大事だなと感じた印象を持っています。この時は評価点が84点でした。自己評価点は74点でしたので、10点の差があるわけですが、私達のこだわりは、高い点数を取るといふことを第一の目的ではなく、できるだけありのままの姿を見ていただくことでした。(※事務局注：平成17年度は評価点を出していましたが、現在は評価点を出す方法ではありません)



改善努力を要する点については、事業計画に反

### ●松本 恵生 氏

《ケアマネジャーとしての活用状況》



ケアマネジャーはこの事業をほとんどの方がご存じだと思えますが、活用はあまりできていないと思えます。私どもは地域包括支援センターですので、相談者は初めて介護保険のことをお知りになる方が多いです。その時に我々が



よく使うのは「介護保険エリアマップ」(京都市作成)です。このマップでも第三者評価の受診済みの事業所をより明確に(大きなマークなどで)区別したら良いかなと思えます。

### ◆コーディネーター&アドバイザー

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構  
会長 永和 良之助(佛敎大学 教授)

### ◆シンポジスト:

●利用者・家族の立場から  
社団法人 認知症の人と家族の会  
京都府支部 副代表 山添 洋子 氏

●相談支援の立場から  
京都市岩倉地域包括支援センター(医療法人 三幸会)  
主任ケアマネジャー 松本 恵生 氏

●事業所の立場から  
社会福祉法人松寿苑 第2松寿苑  
副施設長 大槻 直史 氏

社会福祉法人イエス団 桃陵保育園  
(京都市保育園連盟常任理事 第三者評価事業委員会委員長)  
園長 宇野 豊 氏

●評価機関の立場から  
特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」  
第三者評価機関評価調査者・審査主幹  
平尾 剛之 氏

映していき、評価が高かった点というのは、継続的な取り組み目標、僕たちの個性という強み、売りなんだということとして認識しています。受診をするにあたっては事業所内で行う自己評価を特に大切にしています。自己評価をできるだけ多くのスタッフが参加してディスカッションをして実施すること。現場の職員の率直な意見をどれだけ引張りだせるかというのは、自己評価チームの作り方だと思います。

《評価機関とのコミュニケーション・評価の視点》  
また、評価機関とごだけ上手くコミュニケーションを取れるかということが第三者評価の価値というものが変わってくるのかなと思っています。第三者評価を受診する意義は、サービスの課題、僕たちの弱点・課題、売り・強み・外部にアピールする部分を明確化することサービスの透明性の確保です。

評価機関の皆様にご診ていただきたい事は、出来ていないことは指摘いただくと同時に、出来ていること、僕達の強み、特に気付いていない強みを見つけていただくことです。このふたつの視点から見えていただくとすごく助かるなあと感じます。また、専門家としての目、地域の皆様、ご利用者の視点からの評価をしていただければこの評価が生きてくるのかなと思います。

●宇野 豊 氏  
《保育と第三者評価》  
この時期、保育園では来年度の入園申し込みの時期で、多くの方が園に来られます。特に最近申し込みを出す前に「この保育園はどういう保育園ですか」「どんな保育をやっていますか」など色々なことを尋ねる方が増えています。そこでいつも感じるのは、保育を言葉で表す難しさです。そういった意味からも評価を受け、保育園の内容を社会的に明らかにすることは、ますます必要になっ



てきていると感じています。保育園には厚労省による保育所保育指針がありまして、今年度から改定されたものが実施されており「保育園の社会的責任」「保育園と地域社会との交流」「子育て支援」などがポイントとなっています。その中で、保育士等の自己評価結果、第三者評価など外部評価を受け、保護者や地域社会に適切に説明するアカウンタビリティ(説明責任)につなげることが強調されています。

ただ、保育分野では、保育制度改革とセットになって第三者評価が位置づけられてきたこと、また、「保育所運営費の弾力運用」や、補助金申請には第三者評価の受診が要件のひとつとしてすでに入らわれていることから、評価の本質的な意味とは別のところでの、評価への「拒否感」もあるように感じていました。

ただ、評価項目の改訂の際のモデル評価を受けたとき、職員にとっても自分の保育を見直すきっかけに繋がるという点で、とてもいい刺激になりましたし、ある意味では、第三者評価を受けることは必要なことであるとの思いを強くしました。《保育園の社会的責任について》  
我々の事業は、子どもたちの豊かな育ちを想いながら、ていねいに子どもと関わることです。このことをより充実させるためにも、保育園として社会的責任、説明責任を果たすということをしつかり認識し、他園にも受診を促していきたいと考えています。さらに、我々自身も評価する側に立って、保育を見る視点を養うことも大事ではないかと思っています。保育を評価し、それによって自分たちの保育を見直すきっかけになるような、より積極的、具体的なコミットができればと考えています。

●尾根 剛之 氏  
《評価調査者の課題》  
NPO法人きょうと福祉ネットワーク二期一会」という団体で評価調査者を行っています。本業は別にあります。つまり、評価に行っている評

価調査者の多くは、評価調査者という専従の職種ではないと思います。現時点で評価調査者になったというところで担保されています。逆にいえば、きっちり研修を受講すれば誰でも評価調査者になれるということです。試験や適正判断は無いので、その後の評価調査者としての質や適正は、その人自身が本当に評価調査者として活動できるようスキルを磨きレベルアップしていかなければならない、これがすごく大きな課題になります。



評価機関としまして、個々の評価調査者に対して相対的に求められる「知識や能力」「人格・適正の問題」等、ちょっとつまづき感がある状況もあるかなと思います。例えば、「評価調査に行く」というヒアリング能力的なこと「アドバイスレポートを書く」という文章表現能力」とは全然スキルが違います。特に最終評価コメントとして文章に起こしてやるという作業が非常に難しい。これに関してはこの評価機関さんもレベルアップに相当苦労されているかと思っています。

また、なかなか事務局の運営経費は大変で、第三者評価事業だけで評価機関を維持するということは相当無理があるかなという感じもしています。評価に行かせていただいたら次は審査会を開きます。当然、早く返事をするのを命題として感じています。現実的には3ヶ月くらいかかる時もあります。どの評価機関も結構そういう調整に苦労しています。(5年目を迎え)さまざま必要な因から、なかなか評価機関の方も成熟していきにくい現状もありますが、「この事業はじっくり進めていかないとけないな」と感じています。

《受診事業者は評価システムの協働構築者》  
現在評価を受けていただいた事業所さんは、「評価システムの協働構築者」だと思っています。従って、評価システムに対する先行投資とお考えい

ただい受診をしてください。まだまだ発展途上にある仕組みですので、どんな意見を言ってもいいと思います。是非、長い目で見ていただいて、評価を受けていただいた皆さんの視点でこの第三者評価の意義とか有効性を他の事業所さんにお伝えいただき、少しでも評価のシステムや受診件数の伸びにご協力をお願いできればと思います。

●コーディネーター&アドバイザー  
永和 良之助 氏  
介護、福祉ということが市民生活にとっても重要な問題となってきました。その介護や福祉の質、サービスの質を良質の質の高いものにしていくということが現代社会の課題だと思っています。またそのサービスの内容を利用者の皆さんに届けていく。利用者の必要としている情報を届けていくというのもこれも現代の課題だと思っています。第三者評価は、困難な課題はたくさんありますが、京都におきましては行政、事業者団体、職能団体、利用者団体の皆さん等々多くの方の協力で、全国的にも進んだ取り組みをしております。本日のシンポジウムをひとつの契機として取り組んでまいりたいと思います。今後も皆さまに支えていただきたいと思います。今後とも皆さまにサポートを閉じさせていただきます。どうぞ長い時間ありがとうございました。

●コーディネーター&アドバイザー  
永和 良之助 氏  
介護、福祉ということが市民生活にとっても重要な問題となってきました。その介護や福祉の質、サービスの質を良質の質の高いものにしていくということが現代社会の課題だと思っています。またそのサービスの内容を利用者の皆さんに届けていく。利用者の必要としている情報を届けていくというのもこれも現代の課題だと思っています。第三者評価は、困難な課題はたくさんありますが、京都におきましては行政、事業者団体、職能団体、利用者団体の皆さん等々多くの方の協力で、全国的にも進んだ取り組みをしております。本日のシンポジウムをひとつの契機として取り組んでまいりたいと思います。今後とも皆さまに支えていただきたいと思います。今後とも皆さまにサポートを閉じさせていただきます。どうぞ長い時間ありがとうございました。



《文責・事務局》



身近な地域での見守り活動の活性化を図ることを目的とした「高齢者見守り隊実践研修会・サロン活動推進会議」を府内2会場（北部12月3日・南部11月24日）で開催しました。（京都府社協主催。京都府社協は、21年度から3力年のアクションプランを策定し、「社会的孤立を防ぐ仕組みづくり」を重点課題に掲げ、「サロン活動」等によって地域で孤立している人や孤立しがちな人を支える取り組みを強化することとしています）

高齢者見守り隊実践研修会・サロン推進会議  
「想いを表現「サロン川柳」」



山下教授の講演

実践者からの報告（北部は伊根町サロンボランティア上林氏、宮津市「浜野路夕月サロン」中西氏より、また南部からは南丹市「ふれあいネットワーク活動」船越氏、亀岡市本梅地区「かめおか顔の見える事業」兒嶋氏、南山城村「高尾ふれあいクラブ」井上氏より）では、活動の「楽しさ」を大事にしながらも地域の福祉課題解決に向けた地道で真摯な取り組みの様子が報告されました。その後、サロン活動に詳しい山下憲昭大谷大学教授より「身近な支えあい・顔の見える関係づくり」サロン活動の意義と「可能性」と題して、サロン活動等を通じて、住民が主体となって自分たちの暮らしを守っていく視点や地域の課題を共有するための学習活動や日頃の

（福知山市Tさんの作品）

「声かけて 励ますつもりが 励まされ、



サロンの取り組み（手芸等）紹介

会話や交流の大切さについて講演をいただきました。また、後段では実践者の交流会として「ふれあいイキキ川柳大会」をし、一人ひとりが日々の活動での想いを「五七五」の17語に込めて、川柳を作りました。お互いの作品を見せ合う中で今後の抱負や希望を語り、また活動する中での悩みも共有できる場となったよう、内容がたくさんあった」「改めて活動の意味を考えた」「実際のサロンの場でも、みんなで作っていても楽しそう」等、大変好評を得ました。

作品の紹介（一部）

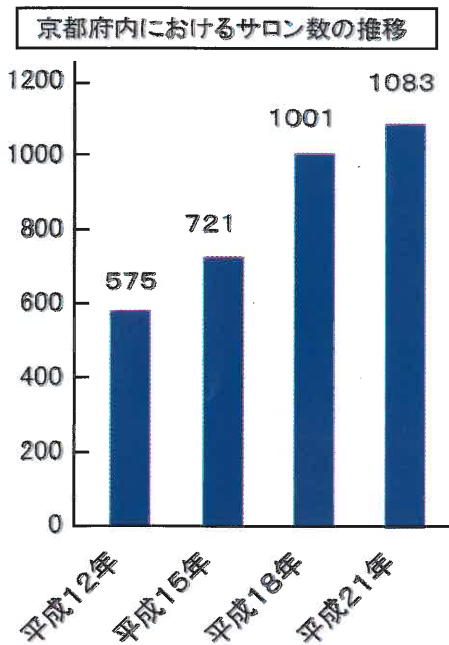
京都府社協  
アクションプラン  
～3年間の挑戦～  
重点テーマ1  
社会的孤立を防ぐ仕組みづくり  
孤立している人・しがちな人と  
①つながり、  
②抱える福祉課題を明らかにし、  
③支えることを柱に、  
④孤立を見逃さない地域づくり  
をすすめる。

- 見守りをしているつもりが 見守られ  
(亀岡市) Iさん
- カレンダー 赤丸つけて 待つサロン  
(綾部市) Kさん
- 地域の輪 手と手を取りて 老後旅  
(舞鶴市) Kさん
- 大声で 笑って ストレス発散し  
(京丹後市) Kさん
- 会う人の 笑顔が嬉しい サロンの日  
(京丹後市) Mさん
- 地域知る 先生いっぱい ふれあいサロン  
(京丹波町) Mさん

「サロン」の取り組みが全国的にすすんでいます。ここでは京都府内（京都市を除く）におけるサロンの、現状や課題等について報告いたします。

京都府内（京都市を除く）には、1083ヶ所のサロンがあります。（平成21年3月末）そのうち、高齢者を対象としたものが787ヶ所で全体の7割を占めています。（京都府社協調べ）

## 社会的孤立を防ぐ！ 住民みんなが必要とする「サロン」へ



- 参加者としてのサロンは、
- 孤立・閉じこもりの防止
- 顔の見える関係づくり
- 生活に役立つ情報の交換、相互アドバイス
- いきがいの発見・趣味の継続

サロンを通じて、身近な地域の人たちと出会ったりふれあうことで、孤立や閉じこもりの防止、顔の見える関係づくりにつながっています。また、サロンが情報交換の場となり、福祉をはじめとする暮らしに役立つ情報が直接手に

入ったり、何気ない会話から少し踏み込んだ相談に発展し、同じような経験をした方からのアドバイスが受けられたり、専門機関を紹介する等の対応にもつながったりしています。ご近所さんからの「介護（子育て）は大変でしょうけど、

頑張っておられますね」等の労いの一言が「有難かった」「励まされた」「気持ちが変わった」「孤立感が癒された」との声が聞かれることがあります。このように、サロンから、ちょっとした支え合いの輪が広がっています。さらに、サロンでは参加者一人ひとりが主役となり、自らの特技や趣味を活かすことで、いきがいの発見や趣味の継続にもつながっています。

- 地域社会としてのサロンは、
- 異世代交流の拠点（生活の知恵・伝統の継承）
- 生活上の困りごと・心配ごとの発見・把握・共有の場
- 防犯・減災のきっかけ

サロンが地域での異世代交流の拠点になり、世代を超えて生活の知恵や伝統等（食事、踊りや唄等）、子育てのノウハウ等を学び合う場になっています。また、何気ない会話から発見された生活上の困りごとや心配ごとに対して「地域で何ができるのか」等と相談したり、共有する場にもなっています。さらに、顔の見える関係ができていく地域では不審者や悪質商法からの被害防止や災害が発生した時でも早期の安否確認や助け合える可能性があること等（防犯・減災の視点）からも、地域で日常的にサロンが活発に行われていることへの期待も大きくなってきています。

### サロンの「課題」

- 活動の蓄積をどう活かしていくのか
- 目的や意義の確認 「何のためにしているのか」
- サロンに來ない人・來られない人とどうつながっていくのか

京都府におけるサロンは、各地域の実情に沿ってすすめられ、多様で幅広い活動となっていることも魅力の一つとなっています。しかし、どうしてそのような活動（実践）ができていくのか等と検証しようとする、「それは○○さんだから、▲▲という地域だからできる」といった話に陥ってしまうことがあります。各地の素晴らしい実践を「職人芸」「地域特性」としてとらえるのではなく、どのような要素（条件）があれば他地域でも取組みがすすむのか等について具体的に検証していくことが課題となっています。また、活動が活発であっても「何のためにしているのか」「何を目指しているのか」等について地域で十分に共有にされていないこともあります。地域のリーダーや参加者、専門職だけではなく、住民一人ひとりが必要性を認識しているようにサロンに関する議論や協議の場（機会）を設けていくことが課題となっています。その他、実際の運営にあたっては、運営財源の不足、参加者の固定、男性の参加者の少なさ、プログラムづくりの難しさ、会場の設備（トイレ、暖房器具、広さ、使用料等）の不十分さ、まだまだサロンのことが地域で理解されていない等のたくさんの課題が挙げられます。さらに、最も大きな課題は、サロンへ誘っても來ない人とどうつながるか、あるいは移動手段がない等の物理的な条件のために來ることができない人をどうサポート（条件整備）するのか、等についてどのように克服していくのかということですが、誰もが参加できる身近な地域での交流・仲間づくりの場としてのサロンを目指すならば、サロンが注目されている今こそ、このような課題に真剣に向き合っていく必要があります。



# お知らせ

## 住民税非課税世帯の方 福祉サービス利用援助事業 利用料の公費負担が実現

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用料が、京都府の施策により、平成21年11月分から生活保護世帯の方に加えて、府内（京都市を除く）の住民税非課税世帯の方も無料になりました。

京都府内では利用者の8割の方が利用料の負担なく利用できることとなります。

詳しくは市町村社協または京都府社協まで問い合わせください。

## なんたん福祉職場 就職フェア2010 を開催します！

日時 平成22年3月14日（日）11:00～16:00

会場 ガレリアかめおか 2階大広間

参加費無料・事前申込不要

内容 介護・福祉事業所の合同就職説明会、  
就業相談・求職登録、

福祉のしごと入門セミナー、

「面接ワンポイントアドバイス」など（予定）

対象 南丹地域にお住まいの方

福祉の仕事に関心がある方、

南丹地域の福祉職場への就職を希望する方

問い合わせ先 京都府福祉人材・研修センター

TEL075-252-6297

社会福祉施設  
総合損害補償

## しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。  
<http://www.fukushihoken.co.jp>

安全・健全な施設運営のために！

<p><b>プラン1</b></p> <p>施設の業務中事故賠償補償</p> <p>①基本補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人業務を包括的に補償</li> <li>○賠償責任のない場合の見舞補償も充実</li> </ul> <p>②個人情報漏えい対応補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含む）に補償</li> <li>○クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償</li> </ul>	<p><b>プラン2</b></p> <p>施設利用者の傷害事故補償</p> <p>①入所型施設利用者 ②通所型施設利用者 ③不特定多数利用者</p>	<p><b>プラン3</b></p> <p>施設送迎車搭乗中の 傷害事故補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設送迎車に搭乗中の傷害補償</li> <li>○施設の過失の有無は不問</li> </ul>
	<p><b>プラン4</b></p> <p>施設職員の災害事故補償</p> <p>①施設の労災上乗せ補償 ②施設職員の傷害事故補償 ③施設職員の感染症罹患事故補償</p>	<p><b>プラン5</b></p> <p>施設の什器・備品 損害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償</li> <li>○施設の現金等も補償</li> </ul>

◆皆様のご信頼をいただき、全国多数の施設（法人）が加入！

●全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容  
●団体契約のため有利な補償と割安な保険料（掛金）  
●迅速で丁寧かつ適正なお支払い

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

●詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします

団体契約者 社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**

取扱代理店 株式会社 **福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新設が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
（引受幹事保険会社）株式会社 損害保険ジャパン

京都の福祉 毎月1日発行  
昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会  
発行人 森 育 寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310  
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、  
とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。  
表紙の写真も募集中です。（テーマ「笑顔」）

本会へのご意見等は、左記URLの  
「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

